

東京都公報

発行
東京都

目次

告 示

- 令和元年度東京都補正予算の公表……………一
……………（財務局主計部議案課）…
- 土地区画整理事業の施行者の変動……………六
……………（都市整備局市街地整備部区画整理課）…
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除…（環境局環境改善部化学物質対策課）…六

告 示（警）

- 平成六年警視庁告示第百十五号（交番その他の派出所、駐在所の所属、名称及び位置に関する告示）の一部改正……………八

公 告

- 令和元年九月八日発生の令和元年台風第十五号に伴う災害救助法の適用……………八
……………（総務局総合防災部防災管理課）…
- 災害救助法第十三条の規定による東京都知事の事務の一部委任……………八
……………（同）…
- 特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新……………八
……………（生活文化局都民生活部管理法人課）…
- 特定非営利活動法人の認定……………九
……………（同）…
- 都市計画の図書の縦覧（二件）……………九
……………（都市整備局都市づくり政策部都市計画課）…

告 示

- 開発行為に関する工事完了……………
- ……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…二
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………
- ……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…二
- 東京都労政会館の休館……………
- ……………（産業労働局雇用就業部労働環境課）…三

●東京都告示第一号

令和元年十二月十八日東京都議会の議決を得た令和元年度の東京都補正予算を、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

令和二年一月六日

東京都知事 小 池 百合子

令和元年度東京都一般会計補正予算

予算総則

令和元年度東京都一般会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(予算の名称等)

第1条 「平成31年度東京都一般会計予算」の名称を「令和元年度東京都一般会計予算」とする。

2 令和元年度東京都一般会計予算中の平成31年度以降の元号の表示を「令和」に統一する。

(歳入歳出予算の補正)

第2条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ14,438,660千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,475,438,660千円と定める。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1号歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費を追加し、補正後の経費は、「第2号繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第4条 地方自治法第214条の規定による債務負担行為のうち、工事請負契約及び物件購入契約等に関する債務負担行為を追加し、その事項、期間及び限度額は、「第3号債務負担行為(工事請負契約及び物件購入契約等)補正」による。

(都債の補正)

第5条 地方自治法第230条第1項の規定による都債を補正し、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4号都債補正」による。

第1号 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

科 目		既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項			
08	国庫支出金	362,071,192	732,909	362,804,101
	01 国庫負担金	186,128,002	286,250	186,414,252
	02 国庫補助金	162,618,639	446,659	163,065,298
11	繰入金	596,883,053	5,413,513	602,296,566
	03 基金繰入金	579,351,906	5,413,513	584,765,419
13	都債	209,595,000	875,000	210,470,000
	01 都債	209,595,000	875,000	210,470,000
14	繰越金	1,000	7,417,238	7,418,238
	01 繰越金	1,000	7,417,238	7,418,238
歳 入 合 計		7,461,000,000	14,438,660	7,475,438,660

歳出

(単位 千円)

科 款	目 項	既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
02 総務費		214,339,000	3,101,074	217,440,074
	03 都民安全推進費	2,656,000	179,000	2,835,000
	04 戦略政策情報推進費	25,530,000	30,212	25,560,212
	05 区市町村振興費	99,597,024	2,572,577	102,169,601
	07 防災管理費	10,410,733	319,285	10,730,018
05 スポーツ振興費		348,238,000	430,855	348,668,855
	02 オリンピック・パラリンピック準備費	301,523,000	430,855	301,953,855
06 都市整備費		138,844,000	250,000	139,094,000
	05 住宅政策費	35,335,000	250,000	35,585,000
07 環境費		41,695,000	5,021,651	46,716,651
	02 環境保全費	29,741,000	5,021,651	34,762,651
08 福祉保健費		1,221,374,000	3,549,975	1,224,923,975
	04 生活福祉費	40,586,000	3,549,975	44,135,975
09 産業労働費		478,173,000	747,705	478,920,705
	03 商工業振興費	414,772,000	235,000	415,007,000

科 款	目 項	既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
	04 農林水産費	19,866,000	512,705	20,378,705
10 土木費		575,330,000	642,400	575,972,400
	02 道路橋梁費	371,923,000	352,400	372,275,400
	03 河川海岸費	115,988,000	290,000	116,278,000
11 港湾費		129,855,000	695,000	130,550,000
	02 東京港整備費	105,586,000	135,000	105,721,000
	03 島しょ等港湾整備費	23,434,000	560,000	23,994,000
歳 出 合 計		7,461,000,000	14,438,660	7,475,438,660

第2号 繰越明許費補正

(単位 千円)

款	項	事業名	既定予算額	補正予算額	計
08	福祉保健費		0	532,500	532,500
	04	生活福祉費	0	532,500	532,500
		1 被災者生活再建支援事業	0	532,500	532,500
11	港湾費		17,007,000	1,170,000	18,177,000
	03	島しょ等港湾整備費	2,951,000	1,170,000	4,121,000
		1 港湾整備	1,427,000	20,000	1,447,000
		2 漁港整備	1,015,000	190,000	1,205,000
		5 災害復旧	0	960,000	960,000
合	計		69,178,000	1,702,500	70,880,500

第3号 債務負担行為(工事請負契約及び物件購入契約等)補正

(単位 千円)

番号	事項	期間	既定限度額	補正限度額	計
20	交通需要マネジメント業務委託	令和2年度	781,717	624,863	1,406,580
28	暑さ対策事業	令和2年度	2,000,000	3,666,000	5,666,000
53	災害復旧資金融資等利子補給	令和2年度～令和16年度	6,601	123,254	129,855
59	林業近代化資金利子補給	令和2年度～令和16年度	1,173	648	1,821
90	道路維持工事	令和2年度	2,600,000	110,000	2,710,000
92	道路補修工事	令和2年度	7,417,900	186,600	7,604,500
102	河川環境整備工事	令和2年度	318,000	225,000	543,000
159	都庁舎駐車場管制設備改修工事	令和2年度	—	19,500	19,500
160	私立学校競技観戦等支援業務委託	令和2年度	—	28,580	28,580
161	第5世代移动通信システム活用事業業務委託	令和2年度	—	710,000	710,000
162	プラスチック対策事業	令和2年度	—	161,247	161,247
163	道路管理に伴う道路台帳調製委託	令和2年度	—	20,000	20,000
164	道路補修に伴う排水施設調査委託	令和2年度	—	40,000	40,000
165	道路災害復旧工事	令和2年度	—	432,000	432,000
166	河川災害復旧工事	令和2年度	—	210,000	210,000

167	公立学校競技観戦等支援業務委託	令和2年度	-	264,220	264,220
168	無人航空機の更新	令和2年度	-	36,901	36,901
169	無人航空機の整備	令和2年度	-	25,688	25,688
合 計			243,064,346	6,884,501	249,948,847

第4号 都債補正

（単位 千円）

(1) 起債の目的及び起債限度額				(2) 起債の方法	
番号	起債の目的	起債限度額			普通貸借の方法により政府から起債する。
		既起債限度額	今回補正額	計	
6	災害援護資金貸付金	3,000	875,000	878,000	(3) 利率 無利子
合 計		209,595,000	875,000	210,470,000	(4) 償還の方法 政府の定める条件により償還する。 繰上償還をすることがある。

令和元年度東京都病院会計補正予算

(総則)

第1条 令和元年度東京都病院会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(予算の名称等)

第2条 「平成31年度東京都病院会計予算」の名称を「令和元年度東京都病院会計予算」(以下「予算」という。)とする。

2 予算中の平成31年度以降の元号の表示を「令和」に統一する。

(債務負担行為)

第3条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額に、次のとおり追加する。

事項	期間	限度額
大塚病院改修工事	令和2年度～令和5年度	0千円

●東京都告示第二号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第十一条第七項の規定に基づき町田市計画事業南町田駅周辺土地区画整理事業共同施行者から施行者を変動した旨の届出があったので、同条第八項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年一月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 土地区画整理事業の名称

町田市計画事業南町田駅周辺土地区画整理事業

二 事務所の所在地

渋谷区桜丘町三十一番二号東急桜丘町ビル

三 施行認可の年月日

平成二十八年十一月二十八日

四 新たに施行者となった者の氏名及び住所

東急株式会社

渋谷区南平台町五番六号

五 施行者でなくなった者の氏名

東京急行電鉄株式会社

●東京都告示第三号

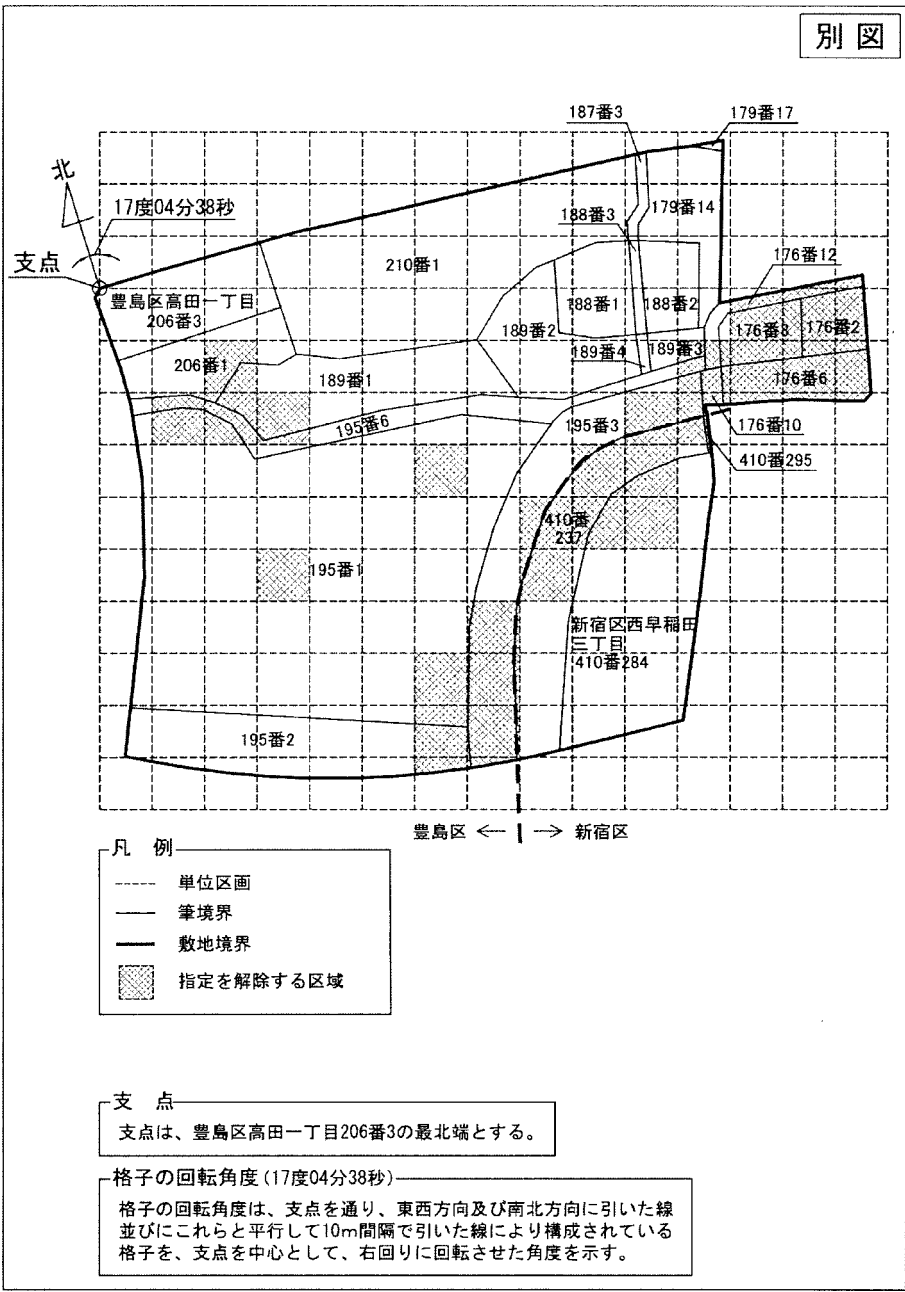
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十八年東京都告示第千八百二十三号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年一月六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(豊島区高田一丁目及び新宿区西早稲田三丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 セレン及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



告示（警）

●警視庁告示第1号

交番その他の派出所、駐在所の所屬、名称及び位置に関する平成6年7月1日警視庁告示第115号の一部を次のように改正する。

令和2年1月6日

警視総監 三 浦 正 充

2の表警視庁中央警察署の項中

日本銀行警備派出所	中央区日本橋本石町二丁目1番1号
東京証券取引所警備派出所	中央区日本橋兜町一丁目2番1号

日本銀行警備派出所	中央区日本橋本石町二丁目1番1号
-----------	------------------

東宮御所警備派出所	港区元赤坂二丁目2番21号
-----------	---------------

権田原警備派出所	港区元赤坂二丁目2番21号
----------	---------------

成子坂交番	新宿区西新宿六丁目7番44号
-------	----------------

成子坂交番	新宿区西新宿六丁目7番45号
-------	----------------

改め、同表警視庁新宿警察署の項中

東長崎駅前交番 豊島区南長崎五丁目33番7号

東長崎駅前交番 豊島区南長崎五丁目33番11号

改め、同表警視庁王子警察署の項中

王子五丁目交番 北区王子五丁目4番55号

王子五丁目交番 北区王子五丁目4番7号

王子本町交番 北区王子本町一丁目18番5号

王子本町交番 北区王子本町一丁目15番21号

改め、同表警視庁西新井警察署の項中

本木交番 足立区本木南町22番10号

本木交番 足立区本木南町21番9号

改め、同表警視庁向島警察署の項中

京島二丁目交番 墨田区京島二丁目9番4号

京島交番 墨田区京島一丁目21番10号

改める。

公 告

災害救助法の適用について

令和元年九月八日発生のと令和元年台風第十五号に伴う風雨等による災害に関し同日から大島町の区域に災害救助法

(昭和二十二年法律第百十八号)による救助を実施する。
令和二年一月六日
東京都知事 小 池 百合子

災害救助法第十三条の規定による東京都知事の事務の一部委任について

令和元年九月八日発生のと令和元年台風第十五号に伴う風雨等による災害に関し同日から大島町の区域に対する救助を実施するに当たり、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第十三条の規定に基づき、同法第四条第一項及び災害救助法施行令（昭和二十二年政令第百二十五号）第二条に規定する救助のうち、次の救助の実施に関する事務を大島町長へ委任する。

令和二年一月六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 避難所の供与
- 二 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 四 医療及び助産
- 五 被災した住宅の応急修理
- 六 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十一条第二項の規定に基づき認定の有効期間を更新したので、同条第五項において準用する同法第四十九条第二項及び特

<p>二 代表者の氏名</p> <p>東京</p> <p>一 名称</p> <p>特定非営利活動法人スペシャルオリンピックス日本</p>	<p>四 更新された認定の有効期間</p> <p>令和元年八月十二日から令和六年八月十一日まで</p>	<p>三 主たる事務所の所在地</p> <p>東京都練馬区石神井町八丁目五十三番二十四号</p>	<p>二 代表者の氏名</p> <p>伊藤 裕重</p>	<p>一 名称</p> <p>特定非営利活動法人冒険遊び場の会</p>	<p>定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十一年東京都規則第二百四十三号）第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。</p> <p>令和二年一月六日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p>
<p>三 主たる事務所の所在地</p> <p>小宮 位之</p>	<p>一 名称</p> <p>特定非営利活動法人八王子つばめ塾</p>	<p>四 認定の有効期間</p> <p>令和元年十一月八日から令和六年十一月七日まで</p>	<p>二 代表者の氏名</p> <p>安齊 恵理</p>	<p>一 名称</p> <p>特定非営利活動法人AfriMedico</p>	<p>三 主たる事務所の所在地</p> <p>東京都新宿区西早稲田二丁目三番十八号七十五号室</p> <p>四 更新された認定の有効期間</p> <p>令和元年七月一日から令和六年六月三十日まで</p> <p>特定非営利活動法人の認定について</p> <p>特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十四條第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九條第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。</p> <p>令和二年一月六日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p>
<p>一 名称</p> <p>八重洲一丁目 北地区第一種 市街地再開発 事業</p> <p>東京都市計画第 令和元年十月十一日中央区告示第百十八号</p>	<p>都市計画の種類</p> <p>都市計画の決定の告示</p> <p>東京都市計画第 令和元年十月十一日中央区告示第百十六号</p>	<p>都市計画の図書の縦覧について</p> <p>都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により関係区市から次の都市計画の図書の送付があったので、同条第二項の規定により縦覧に供する。</p> <p>令和二年一月六日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p>	<p>二 代表者の氏名</p> <p>松本 敬通</p>	<p>一 名称</p> <p>特定非営利活動法人演劇倶楽部・座</p>	<p>四 認定の有効期間</p> <p>令和元年十一月十三日から令和六年十一月十二日まで</p> <p>東京都八王子市元横山町一丁目十番三号</p>

発事業

日本橋室町一丁目地区第一種市街地再開発事業

令和元年十月二十五日目黒区告示第三百八十八号

東京都市計画特定防災街区整備地区

原町一丁目七番・八番地区防災街区整備事業

令和元年八月二十二日東京都北区告示第三百三十三号

東京都市計画特定防災街区整備事業

上十条一丁目四番地区防災街区整備事業

令和元年十月二十一日東京都板橋区告示第三百八十七号

若木一・二丁目地区地区計画

令和元年十一月二十二日練馬区告示第三百五十一号

東京都市計画地区計画

江古田南部地区地区計画
令和元年十一月八日葛飾区告示第百八十一号

東金町一丁目

西地区第一種市街地再開発事業

令和元年十一月八日葛飾区告示第百八十三号

東金町一丁目西地区地区計画

町田市市計画地区計画
令和元年八月三十日町田市告示第二百二十七号

鶴川駅南地区地区計画

縦覧場所
東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)

都市計画の図書の縦覧について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により関係区市から次の都市計画の図書の送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により縦覧に供する。
令和二年一月六日

東京都知事 小池 百合子

都市計画の変更の告示

都市計画の種類
令和元年十月十一日中央区告示第百十七号

八重洲一丁目特定街区

東京都市計画地区計画
令和元年十月十一日中央区告示第百十九号

日本橋・東京

駅前地区地区計画

令和元年九月五日新宿区告示第百八十八号

新宿駅東口地区地区計画

令和元年十一月一日墨田区告示第二百二十七号

東京都市計画地区計画

押上・とうきょうスカイツリー駅周辺地区地区計画

令和元年十月二十五日目黒区告示第三百八十九号

西小山駅前地区地区計画

令和元年十一月二十二日大田区告示第百八十五号

東京都市計画防火地域及び準防火地域

令和元年十一月十九日世田谷区告示第四百三十号

東京都市計画生産緑地地区

令和元年十月二十九日渋谷区告示第百九十七号

東京都市計画防災街区整備地区計画

本町二・四・五・六丁目地区防災街区整備地区計画
令和元年十一月二十六日中野区告示第百三十四号

東京都市計画公園
令和元年八月二十六日杉並区告示第四百二十四号

第二・二・四十九号下井草三丁目公園

